

## 本庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会中間報告

本庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会における調査の経過及び結果について中間報告をいたします。

本特別委員会は、平成30年12月定例会において、庁舎移転後の本庁舎及び第二庁舎跡地等の活用に関する調査研究を目的とし、9人の委員で設置されました。それ以来、現在までに7回の委員会を開催してきたところです。

まず、第1次の本庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会で提示された資料を確認し、今後の調査研究の進め方について議論を行いました。その結果、第1次の本庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会報告で「さらなる検討が必要」とされた現本庁舎の取り扱いの方向性については、他の検討事項に先立ち早期に結論を出すことが必要であり、最初にこのことに絞って調査研究を行うこととしたものです。

それでは、現在までの調査結果についてその内容を報告いたします。

現本庁舎の取り扱いについては、「解体撤去」、「減築」、「現状の維持（減築なし）」の場合に分け、それぞれ「建物の安全性」、「費用」、「活用にあたって（メリット、デメリット）」などを比較検討しました。また、近年、庁舎改築した他市の状況も調査を行いました。

これらを基に議論を行ったところ、「減築」及び「現状の維持」では、建物があるがゆえに今後の活用策の選択肢が狭まる、現本庁舎が活用策を決定するまで何も利用されず残ることとなれば負の遺産となりかねないなどの多数の意見があった一方、現本庁舎の取り扱いについては市民の意見を聞き取ったうえで決定すべきであり、それまでは現状を維持すべきであるという意見もありました。第6回の委員会では、これらについて、委員間討議で論点を明確にしたうえで、現本庁舎の取り扱いについて「解体撤去」とするかを採決しました。その結果、一部委員に反対がありましたが、賛成多数で「解体撤去」を決定しました。

以上、庁舎移転後の現本庁舎の取り扱いについての本特別委員会における調査の経過及び結果について述べさせていただきましたが、本庁舎跡地等の活用については、今後、引き続き調査研究を進めてまいります。

執行部におかれましては、庁舎移転後の現本庁舎は速やかに解体撤去するとともに、市民の意見を十分聞き、議論を重ね、市民生活の向上に寄与する本庁舎跡地等の活用策を早期にまとめられるよう要望し、本特別委員会の中間報告といたします。